特定非営利活動法人さばえスポーツクラブ定款

第1章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人さばえスポーツクラブという。

第２条　この法人は、主たる事務所を福井県鯖江市宮前２丁目９番１号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、自由に楽しく気軽に参加できて、互いに教え合い、学び合い、いつでもできる交流クラブという理念のもと、鯖江市民に対して、広くスポーツと文化にふれる機会を提供することにより、鯖江市における生涯スポーツの振興と文化を愛する市民風土の醸成、および地域づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　社会教育の推進を図る活動

(2)　文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(3)　子供の健全育成を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

１地域交流事業

２ 指導者育成研修事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人等

(2)　一般会員　　この法人が主催する事業に参加する目的で入会した個人または保護者等

(3)　賛助会員　　この法人の目的に賛同した企業等

（入会）

第７条　正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

（１）　この法人が行う各種活動に賛同し、積極的に参加することが可能であること。

（２）　この法人が目的を達成するための見識を備えていること。

（３）　個人の利益のために参加するのではなく、組織および地域社会のために活動を行えること。

２　正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　　３人以上

(2) 監事　　２人

２　理事のうち、１人を理事長、副理事長を若干名置くことができる。

３　この法人に、顧問を置くことができる。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

５　顧問は理事長が委嘱する。

（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機

会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
（報酬等）
第19条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２ 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３ 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（職員）
第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
２ 職員は、理事長が任免する。

第５章 総会

（種別）
第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（構成）
第22条 総会は、正会員をもって構成する。
（権能）
第23条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(5) 事業報告及び活動決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第５０条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) 事務局の組織及び運営
(10)その他運営に関する重要事項
（開催）
第24条 通常総会は、毎年１回開催する。
２ 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。
（招集）
第25条 総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２ 理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を召集しなければならない。
３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも１４日前までに通知しなければならない。
（議長）
第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第27条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第28条 総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２ 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２ やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３ 前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第５１条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章 理事会

（構成）
第31条 理事会は、理事をもって構成する。
（権能）
第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（開催）
第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第34条 理事会は、理事長が招集する。
２ 理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を召集しなければならない。
３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。
（議長）
第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
（議決）
第36条 理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２ 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３ 前項の規定により表決した理事は、次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（資産の区分）
第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

（資産の管理）
第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第42条 この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

（事業計画及び予算）
第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第49条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決をへ、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5) 正会員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に関するものを除く）
(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
(10) 定款の変更に関する事項

（解散）
第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、鯖江市に譲渡するものとする。

（合併）
第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決をへ、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）
第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　髙野直樹
副理事長　蓑輪喜通　若林政幸　谷田千津枝　片山正德
理事　石本豊昭　宇野加代子　加藤芳信　倉橋宏　小林紀之　清水孝次　手賀昭一　手鹿正幸　禿　知子　内藤義弘　細川龍雄　丸山繁喜　山本康裕　大塚益三
監事　牧野雅基　藤田昌宏

3　この法人の設立当初の顧問は、次に掲げる者とする。
顧問　三上　肇　尾形清衛

4　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず成立の日から平成１５年６月３０日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

６　この法人の設立当初の事業年度は、第４９条の規定にかかわらず、成立の日から平成１５年３月３１日までとする。

７　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
（１）正会員　　年会費　　５，０００円
（２）一般会員　　年会費　　５，０００円
（３）賛助会員　　１　口　　５，０００円
　なお正会員、一般会員の家族が、当団体のサービスの提供を受けることを望む場合、団体に年会費７，０００円を支払うこととする。

附則
この定款は、平成１９年５月２５日から施行する。

附則
この定款は、平成２２年６月　７日から施行する。

附則
この定款は、平成２３年５月２９日から施行する。

附則
この定款は、平成３０年９月１４日から施行する。

附則
この定款は、令和　８年５月２１日から施行する。

附則
この定款は、令和　８年　月　　日から施行する。

令和８年度　事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人さばえスポーツクラブ

1 事業実施の方針

○地域において子どもから高齢者までが気軽に参加でき、積極的・継続的にスポーツ活動に取り組める環境整備に努める。（生涯スポーツ社会の形成）

○子どもたちの将来を見据えて一貫指導を心がけ、スポーツを通し努力・協力・忍耐力を養い、感動のある事業を展開できることを目指す。（子どもの健全育成）

○地域と学校、既存団体とのコミュニケーションを継続的に取り、さばえスポーツクラブが地域のスポーツ拠点となることを目指す。（学校やPTAとの連携を強化し、よりよい関係を築く）

○休日の地域クラブ活動では学校とクラブが情報交換しながら互いに理解を深め許容し新しい価値の創造への一歩を実施する。

○地域の小・中学校への体育支援事業を通して、体操、サッカー、ダンス等の専門講師を派遣し、子供の体力向上を支援する。

○健全な教室・スクールの充実。（幅広い年代に添った、住民のニーズに応える）

○鯖江市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の活発化と、他スポーツ団体との連携を深める。

○事故防止のための遵守事項を守りながら、安全安心なスポーツ活動の環境作りを推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者範囲および予定人数	支出見込額（千円）
1 地域交流事業	①一般対象講座（健康教室） インストラクターなどの専門家と一緒に、無理のない運動を学べる講座です ・10回×4ｸｰﾙ（年間40回）	週に1回	市内体育施設	各教室毎回1名 のべ400名	一般100名 のべ4,000名	2,070
	こども向け（クラブ教室） 幼児から小学生を対象に、運動の基礎をバランスよく身につける。さまざまな動きに触れることで体を動かす楽しさを知り、自ら前向きに「挑戦する子」を目指す。	週に1回	市内体育施設	各教室毎回1名 のべ80名	幼・小学生30名 のべ1,200名	
	②ワンコイン講座 500円で気軽に試せる、初心者向けのお試し教室	週に1回	市内体育施設	1名 のべ40名	一般5名 のべ200名	70
	③学生対象講座（クラブスクール） 数ある講座から、自分に適したスポーツ・文化を選び、幼児、小・中校生が地域のコーチングスタッフと共に活動する。コーチングスタッフは連携を取り合い、一人一人の子どもを長い目でみに指導をする。	週に1回～3回	市内体育施設	各種目毎回1～3名 のべ1,560名	中学生以下300名 のべ12,000名	1,222
	一般対象講座（クラブサークル） スポーツによる地域交流を促す。だれでも気軽に参加できる世代交流の場を形成する。互いに教え合いながら、目標を掲げつつ楽しく活動する。	週に1回～3回	市内体育施設	各種目毎回1～2名 のべ600名	高校・一般300名 のべ12,000名	
	④体育大好き支援事業 鯖江市内12の小学校に体操・サッカー・ダンスの専門講師を派遣し、子供達の体力向上と体育が好きになる授業を目指す。また、市内3中学校にダンス授業を支援していく。	R9.6.1～R10.2.28	市内小・中学校	11名	市内小・中学生5,400名	2,032
	⑤クラブ交流会・クラブフェスタなど 他地域のクラブや団体と交流をすることにより連携を深め、情報共有・交換を行いクラブ運営に役立たせる。また、スクール・サークル会員の交流活動を支援する。	年1回	市内体育施設	100名	地域住民及び会員	70
	その他のイベント事業 県機能強化支援事業を活用し、スポーツ事業に加え文化的事業の展開や当クラブ独自の強みを活かした企画を実施する。また、新たな会員層を呼び込むための取組みを行う。	年1回	市内体育施設	100名		
	⑥つつじマラソン 社会活動にボランティア参加する事により地域と交わり社会性を身につける。	年1回	市内体育施設	大人　5名 中学生15名	参加者約2,400名 800組	20
	⑦ｽﾎﾟｰﾂ交流館管理業務支援 スポーツ交流館の窓口業務や利用者案内等の管理支援を通じ、安全で快適な施設運営と地域スポーツの活性化に貢献するため	随時	スポーツ交流館	1日250人 年間利用者約7万人	地域住民及び会員	384
2 指導者研修事業	①指導者研修会	年1回			理事･指導者	60
	②北信越ブロッククラブネットワークアクション	年1回	石川県	3名	理事	40
	③クラブマネージャー育成研修費					20
事業合計						5,988

令和９年度　事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人さばえスポーツクラブ

1 事業実施の方針

○地域において子どもから高齢者までが気軽に参加でき、積極的・継続的にスポーツ活動に取り組める環境整備に努める。（生涯スポーツ社会の形成）

○子どもたちの将来を見据えて一貫指導を心がけ、スポーツを通し努力・協力・忍耐力を養い、感動のある事業を展開できることを目指す。（子どもの健全育成）

○地域と学校、既存団体とのコミュニケーションを継続的に取り、さばえスポーツクラブが地域のスポーツ拠点となることを目指す。(学校やPTAとの連携を強化し、よりよい関係を築く)

○休日の地域クラブ活動では学校とクラブが情報交換しながら互いに理解を深め許容し新しい価値の創造への一歩を実施する。

○地域の小・中学校への体育支援事業を通して、体操、サッカー、ダンス等の専門講師を派遣し、子供の体力向上を支援する。

○健全な教室・スクールの充実。（幅広い年代に添った、住民のニーズに応える）

○鯖江市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の活発化と、他スポーツ団体との連携を深める。

○事故防止のための遵守事項を守りながら、安全安心なスポーツ活動の環境作りを推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者範囲および予定人数	支出見込額(千円)
1 地域交流事業	①一般対象講座（健康教室） インストラクターなどの専門家と一緒に、無理のない運動を学べる講座です ・10回×4ｸｰﾙ（年間40回）	週に1回	市内体育施設	各教室毎回1名 のべ400名	一般100名 のべ4,000名	2,179
	こども向け（クラブ教室） 幼児から小学生を対象に、運動の基礎をバランスよく身につける。さまざまな動きに触れることで体を動かす楽しさを知り、目ら前向きに「挑戦する子」を目指す。	週に1回	市内体育施設	各教室毎回1名 のべ80名	幼・小学生30名 のべ1,200名	
	②ワンコイン講座 500円で気軽に試せる、初心者向けのお試し教室	週に1回	市内体育施設	1名 のべ40名	一般5名 のべ200名	50
	③学生対象講座（クラブスクール） 数ある講座から、自分に適したスポーツ・文化を選び、幼児、小・中校生が地域のコーチングスタッフと共に活動する。コーチングスタッフは連携を取り合い、一人一人の子どもを長い目でみた指導をする。	週に1回～3回	市内体育施設	各種目毎回1～3名 のべ1,560名	中学生以下300名 のべ12,000名	1,151
	一般対象講座（クラブサークル） スポーツによる地域交流を促す。だれでも気軽に参加できる世代交流の場を形成する。互いに教え合いながら、目標を掲げつつ楽しく活動する。	週に1回～3回	市内体育施設	各種目毎回1～2名 のべ600名	高校・一般300名 のべ12,000名	
	④体育大好き支援事業 鯖江市内12の小学校に体操・サッカー・ダンスの専門講師を派遣し、子供達の体力向上と体育が好きになる授業を目指す。また、市内3中学校にダンス授業を支援していく。	R9.6.1～R10.2.28	市内小・中学校	11名	市内小・中学生5,400名	2,033
	⑤クラブ交流会・クラブフェスタなど 他地域のクラブや団体と交流をすることにより連携を深め、情報共有・交換を行いクラブ運営に役立たせる。また、スクール・サークル会員の交流活動を支援する。	年1回	市内体育施設	100名	地域住民及び会員	90
	その他のイベント事業 県機能強化支援事業を活用し、スポーツ事業に加え文化的事業の展開や当クラブ独自の強みを活かした企画を実施する。また、新たな会員層を呼び込むための取組みを行う。	年1回	市内体育施設	100名		
	⑥つつじマラソン 社会活動にボランティア参加する事により地域と交わり社会性を身につける。	年1回	市内体育施設	大人　5名 中学生15名	参加者約2,400名 800組	10
	⑦ｽﾎﾟｰﾂ交流館管理業務支援 スポーツ交流館の窓口業務や利用者案内等の管理支援を通じ、安全で快適な施設運営と地域スポーツの活性化に貢献するため	随時	スポーツ交流館	1日250人 年間利用者約7万人	地域住民及び会員	380
2 指導者研修事業	①指導者研修会	年1回			理事・指導者	50
	②北信越ブロッククラブネットワークアクション	年1回	石川県	3名	理事	30
事業合計						5,973

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人さばえスポーツクラブ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	3,600,000	3,600,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取公的助成金	1,800,000	1,800,000	
4. 事業収益			
地域交流事業収益	4,812,000		
指導者育成研修事業費	0	4,812,000	
5. その他収益			
受取利息	3,000		
雑収益	17,000	20,000	
経常収益計			10,232,000
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
（1）人件費			
給料手当	911,000		
人件費計	911,000		
（2）その他経費			
諸謝礼金	3,275,000		
施設利用料	440,000		
消耗品費	372,000		
諸会費	6,000		
修繕費	50,000		
旅費交通費	574,000		
保険料	210,000		
手数料	130,000		
雑費	20,000		
その他経費計	5,077,000		
事業費計		5,988,000	
2. 管理費			
（1）人件費			
給料手当	3,360,000		
福利厚生費	567,000		
退職給付費用	120,000		
人件費計	4,047,000		
（2）その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	130,000		
通信運搬費	380,000		
消耗品費	80,000		
修繕費	30,000		
保険料	90,000		
諸会費	8,000		
広報費	430,000		
租税公課	90,000		
手数料	80,000		
事務委託費	170,000		
その他経費計	1,508,000		
管理費計		5,555,000	
経常費用計			11,543,000
当期経常増減額			-1,311,000
当期正味財産増減額			-1,311,000
前期繰越正味財産額			5,306,409
次期繰越正味財産額			3,995,409

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人さばえスポーツクラブ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	4,200,000	4,200,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取公的助成金	1,800,000	1,800,000	
4. 事業収益			
地域交流事業収益	5,033,000		
指導者育成研修事業費	0	5,033,000	
5. その他収益			
受取利息	3,000		
雑収益	17,000	20,000	
経常収益計			11,053,000
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
（1）人件費			
給料手当	908,000		
人件費計	908,000		
（2）その他経費			
諸謝礼金	3,245,000		
施設利用料	539,000		
消耗品費	336,000		
諸会費	6,000		
修繕費	60,000		
旅費交通費	504,000		
保険料	210,000		
手数料	130,000		
雑費	35,000		
その他経費計	5,065,000		
事業費計		5,973,000	
2. 管理費			
（1）人件費			
給料手当	3,120,000		
福利厚生費	516,000		
退職給付費用	144,000		
人件費計	3,780,000		
（2）その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	150,000		
通信運搬費	320,000		
消耗品費	60,000		
修繕費	20,000		
保険料	90,000		
諸会費	8,000		
広報費	270,000		
租税公課	90,000		
手数料	80,000		
事務委託費	170,000		
その他経費計	1,278,000		
管理費計		5,058,000	
経常費用計			11,031,000
当期経常増減額			22,000
当期正味財産増減額			22,000
前期繰越正味財産額			3,995,409
次期繰越正味財産額			4,017,409

令和8年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和8年4月1日～令和9年3月31日

特定非営利活動法人さばえスポーツクラブ

	科目		金額（単位：千円）	算出根拠（単位：千円）
経常収益の部	会費・入会金収益		3,600	会費(6千円×600人)＝3,600千円
	受取寄付金		0	
	受取助成金等		1,800	ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ育成助成金(鯖江市スポーツ課)1,800千円
	事業収益	1 地域交流事業収益	4,812	健康教室(5千円×90人×4回)＝1,800千円
				子ども教室(1ﾚｯｽﾝ8,000円×40回)＝320千円
				ﾜﾝｺｲﾝ講座(500円×120人)＝60千円
				体育大好き支援事業(鯖江市学校教育課)2,032千円
				ｽﾎﾟｰﾂ交流館管理業務支援費(鯖江市ｽﾎﾟｰﾂ協会)380千円
				つつじﾏﾗｿﾝ参加費(年1回)20千円
				ｽﾎﾟｰﾂ保険料預かり(800円×250人分)＝200千円
		2 指導者育成研修事業収益	0	
	その他収益		20	預金利息(年1回)3千円、不要備品売却等の一時的雑収入17千円
	経常収益（A）		10,232	
経常費用の部	事業費	1 地域交流事業費	5,868	①・健康教室謝金(1講師5千円×10講座×40回)＝2,000千円 ・施設使用料(ｽﾎﾟｰﾂ交流館3,750円×12ヶ月)＝45千円 ・消耗品(ﾄﾅｰ代、ｺﾋﾟｰ用紙×12ヶ月)≒5千円 ・ｽｸｰﾙ・ｻｰｸﾙ等の用具関係修繕費(安全管理重視)(年間)20千円
				②・ﾜﾝｺｲﾝ講座謝金(2.5人×500円×40回)＝50千円 ・消耗品(ﾄﾅｰ代、ｺﾋﾟｰ用紙×12ヶ月)≒10千円 ・ｽｸｰﾙ・ｻｰｸﾙ等の用具関係修繕費(安全管理重視)(年間)10千円
				③・活動費(用具関係購入費、衛生費等)23千円×13講座≒300千円 ・交通費23千円×13講座≒300千円 ・施設使用料(鯖江市開放学校26千円×12ヶ月)≒320千円 ・施設使用料(総合体育館5千円×12ヶ月)＝60千円 ・消耗品(ﾄﾅｰ代、ｺﾋﾟｰ用紙1800円×12ヶ月)≒22千円 ・ｽﾎﾟｰﾂ保険料支払い(800円×250人分)＝200千円 ・ｽｸｰﾙ・ｻｰｸﾙ等の用具関係修繕費(安全管理重視)(年間)20千円
				④・体育大好き支援事業謝金(105千円×11人)＝1,155千円 ・交通費(20千円×11人)＝220千円 ・手数料(13千円×10ヶ月)＝130千円 ・ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ人件費(527千円×1人)＝527千円
				⑤ｸﾗﾌﾞ交流会ｸﾗﾌﾞﾌｪｽﾀ(年1回) ・施設使用料5千円 ・消耗品(ﾄﾅｰ代、ｺﾋﾟｰ用紙等)5千円 ・ｲﾍﾞﾝﾄ保険料10千円 ・講師謝金30千円 ・お弁当代(1千円×20人)＝20千円
				⑥つつじﾏﾗｿﾝ鯖江中学校協力金(年1回)20千円
				⑦ｽﾎﾟｰﾂ交流館管理業務支援人件費(32千円×12ヶ月)＝384千円
		2 指導者育成研修事業費	120	①研修会開催費(謝金20千円、会場費10千円、消耗品30千円)＝60千円
				②北信越ｸﾗﾌﾞﾈｯﾄﾜｰｸｱｸｼｮﾝ(参加費3千円、旅費17千円)×2人＝40千円
				③ｸﾗﾌﾞﾏﾈｰｼﾞｬｰ養成研修(参加費無料、旅費20千円)＝20千円
		事業費計	5,988	
	管理費	給料手当	3,360	・事務局人件費(140千円×12ヶ月)×2人＝3,360千円
		福利厚生費	567	・社会保険料、雇用保険料、厚生年金、子ども子育て支援金(47千円×12ヶ月)≒567千円(2人分)
		退職給付費用	120	・中退共掛金(10千円×12か月)＝120千円(2人分)
		会議費	20	・施設費(1千円×10回)＝10千円 ・資料費(1千円×10回)＝10千円
		旅費交通費	130	・会議等参加費(8千円×12回)≒100千円 ・旅費(10千円×3人)＝30千円
		通信運搬費	380	・通信料(20千円×12か月)＝240千円、はがき切手代140千円
		消耗品費	80	・事務用品(6,666円×12ヶ月)≒80千円
		修繕費	30	・会員管理&ｻﾎﾟｰﾄ(GoogleWorkSpace)(年間)30千円
		保険料	90	・NPO総合保険 年1回90千円
		諸会費	8	・福井県総合型地域SC連絡協議会(年会費)3千円 ・全国協議会(年会費)5千円
		広報費	430	・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ発行(年1回)300千円 ・HP・SNS管理(年間)100千円 ・HP作成費30千円
		租税公課	90	・法人事業税90千円
		手数料	80	・銀行振込手数料(6,500円×12か月)≒80千円
		事務委託費	170	・坂下税理士事務所顧問料(年間契約)170千円
		管理費計	5,555	
	経常費用合計（B）＝事業費+管理費		11,543	
経常費用差額(C)=(A)-(B)			**-1,311**	
前期繰越正味財産額			**5,306**	
次期繰越正味財産額			**3,995**	

※各事業ごとの収入・支出根拠計算を記入して下さい。

※事業費と管理費の区分をして下さい。

※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入して下さい。

令和9年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和9年4月1日～令和10年3月31日

特定非営利活動法人さばえスポーツクラブ

	科目		金額（単位：千円）	算出根拠（単位：千円）
経常収益の部	会費・入会金収益		4,200	会費（6千円×700人）＝4,200千円
	受取寄付金		0	
	受取助成金等		1,800	ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ育成助成金（鯖江市スポーツ課）1,800千円
	事業収益	1 地域交流事業収益	5,033	健康教室（5千円×100人×4回）＝2,000千円
				子ども教室（1ﾚｯｽﾝ9,250円×40回）＝370千円
				ﾜﾝｺｲﾝ講座（500円×60人）＝30千円
				体育大好き支援事業（鯖江市学校教育課）2,033千円
				ｽﾎﾟｰﾂ交流館管理業務支援費（鯖江市ｽﾎﾟｰﾂ協会）380千円
				つつじﾏﾗｿﾝ参加費（年1回）20千円
				ｽﾎﾟｰﾂ保険料預かり（800円×250人分）＝200千円
		2 指導者育成研修事業収益	0	
	その他収益		20	預金利息（年1回）3千円、不要備品売却等の一時的雑収入17千円
	経常収益（A）		11,053	
経常費用の部	事業費	1 地域交流事業費	5,893	①・健康教室謝金（1講師5千円×10講座×40回）＝2,000千円 ・施設使用料（ｽﾎﾟｰﾂ交流館12千円×12ヶ月）＝144千円 ・消耗品（ﾄﾅｰ代、ｺﾋﾟｰ用紙1千円×12ヶ月）≒10千円 ・ｽﾀｰﾙ・ｻｰｸﾙ等の用具関係修繕費（安全管理重視）（年間）25千円
				②・ﾜﾝｺｲﾝ講座謝金（1.5人×500円×40回）＝30千円 ・消耗品（ﾄﾅｰ代、ｺﾋﾟｰ用紙1千円×12ヶ月）≒10千円 ・ｽﾀｰﾙ・ｻｰｸﾙ等の用具関係修繕費（安全管理重視）（年間）10千円
				③・活動費（用具関係購入費、衛生費等）20千円×13講座＝260千円 ・交通費20千円×13講座＝260千円 ・施設使用料（鯖江市開放学校26千円×12ヶ月）≒320千円 ・施設使用料（総合体育館5千円×12ヶ月）＝60千円 ・消耗品（ﾄﾅｰ代、ｺﾋﾟｰ用紙2千円×12ヶ月）≒26千円 ・ｽﾎﾟｰﾂ保険料支払い（800円×250人分）＝200千円 ・ｽﾀｰﾙ・ｻｰｸﾙ等の用具関係修繕費（安全管理重視）（年間）25千円
				④・体育大好き支援事業謝金（105千円×11人）＝1,155千円 ・交通費（20千円×11人）－220千円 ・手数料（13千円×10ヶ月）＝130千円 ・ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ人件費（528千円×1人）＝528千円
				⑤ｸﾗﾌﾞ交流会ｸﾗﾌﾞﾌｪｽﾀ（年1回） ・施設使用料5千円 ・消耗品（ﾄﾅｰ代、ｺﾋﾟｰ用紙等）10千円 ・ｲﾍﾞﾝﾄ保険料10千円 ・講師謝金30千円 ・お弁当代（1千円×20人）＝20千円 ・参加景品15千円
				⑥つつじﾏﾗｿﾝ鯖江中学校協力金（年1回）10千円
				⑦ｽﾎﾟｰﾂ交流館管理業務支援人件費（31千円×12ヶ月）≒380千円
		2 指導者育成研修事業費	80	①研修会開催費（謝金20千円、会場費10千円、消耗品20千円）＝50千円
				②北信越ｸﾗﾌﾞﾈｯﾄﾜｰｸｱｸｼｮﾝ（参加費3千円、旅費12千円）×2人－30千円
		事業費計	5,973	
	管理費	給料手当	3,120	・事務局人件費（130千円×12ヶ月）×2人＝3,120千円
		福利厚生費	516	・社会保険料、雇用保険料、厚生年金、子ども子育て支援金（43千円×12ヶ月）＝516千円（2人分）
		退職給付費用	144	・中退共掛金（12千円×12か月）＝144千円（2人分）
		会議費	20	・施設費（1千円×10回）＝10千円 ・資料費（1千円×10回）＝10千円
		旅費交通費	150	・会議等参加費（10千円×12回）＝120千円 ・研修会（10千円×3人）＝30千円
		通信運搬費	320	・通信料（20千円×12か月）＝240千円、はがき切手代80千円
		消耗品費	60	・事務用品（5,000円×12ヶ月）＝60千円
		修繕費	20	・会員管理&ｻﾎﾟｰﾄ（GoogleWorkSpace）（年間）20千円
		保険料	90	・NPO総合保険　年1回90千円
		諸会費	8	・福井県総合型地域SC連絡協議会（年会費）3千円 ・全国協議会（年会費）5千円
		広報費	270	・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ発行（年1回）220千円 ・HP・SNS管理（年間）50千円
		租税公課	90	・法人事業税90千円
		手数料	80	・銀行振込手数料（6,500円×12か月）≒80千円
		事務委託費	170	・坂下税理士事務所顧問料（年間契約）170千円
		管理費計	5,058	
	経常費用合計（B）＝事業費+管理費		11,031	
経常費用差額（C）=（A）-（B）			22	
前期繰越正味財産額			3,995	
次期繰越正味財産額			4,017	

※各事業ごとの収入・支出根拠計算を記入して下さい。

※事業費と管理費の区分をして下さい。

※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入して下さい。